

兵庫県条例第16号

兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金請求権の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第8条第1項の業務方法書に従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 保証協会が実施する求償権の放棄又は求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。
- (4) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じる損失に対して県が補償を行うことを約するものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。
- (6) 回収納付金請求権 回収納付金を受け取る権利をいう。

(回収納付金請求権の放棄等)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号のいずれかの計画に基づくものであり、かつ、当該計画に基づく中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理が地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、及び当該求償権に係る回収納付金請求権を放棄することができる。

- (1) 投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合であって、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第140条第1号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けたものをいう。）の支援を受けて策定された事業再生計画（中小企業者等の事業の再生に関する計画をいう。以下同じ。）
- (2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業再生計画
- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停の手続（同法第17条第1項の規定による調停条項の定めを除く。）又は当該特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の決定に

に基づき策定された事業再生計画又は弁済計画（中小企業者等の債務の弁済に関する計画をいう。以下同じ。）

- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定若しくは同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を受けた事業再生計画又は当該特定支援決定を受けた弁済計画
- (5) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業再生計画
- (6) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言（同法第135条第5項の規定により決定された事項又は同項に規定する専門的な助言に基づくものに限る。）を受けて策定された事業再生計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号の指導又は助言を受けて策定された事業再生計画
- (8) 中小企業者等の私的整理手続（金融機関その他の債権者との合意により債務の減免その他の債務に係る権利関係の調整を行う手続をいう。）に関する指針として規則で定めるものに基づき策定された事業再生計画又は弁済計画
- (9) 前各号に掲げる計画に準ずるものとして知事が認める計画（報告）

第4条 知事は、前条第2項の規定による放棄をしたときは、その旨を議会に報告するものとする。（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。